

神奈川県最低賃金審議会

会長 赤羽 淳 様

神奈川県労働局

局長 木塚 欽也 様

2023 年度・神奈川県最低賃金改定にあたっての要望書

物価の高騰、水道光熱費の値上がり、社会保険料の負担も増加しました。生活に欠かせない部分にかかるお金が増える中で労働者の賃金は据え置かれたままになっています。実質賃金が目減りする中で日々の生活は困窮を極めています。いまのままでは最低賃金法第1条「目的」労働者の生活の安定はありません。

今の時給ではまともな暮らしはできないと多くのなかまが声を上げています。暮らしが立ち行かなくなっています。生活費が足らなくなっています。子どもの進学をあきらめさせてます。何かあったときの為の貯蓄もできません。日々の生活に精一杯で将来の希望はもてません。今の最低賃金で働き生きるということは余裕もなく諦める事を続ける貧困生活でしかないのです。

非正規で働くなかまは主たる生計者として家計を担っている人も少なくありません。にもかかわらず、年収は200万円にもならないワーキングプアを生み出すのが今の最低賃金の金額です。ダブルワーク、トリプルワークでどんなに体を酷使しても、収入や生活にゆとりがあるとは言えません。

神奈川県は東京都に次ぐ最低賃金額となっていますが、全労連の取り組む最低生計費試算調査をみれば、憲法25条で保障される健康で文化的な最低限度の生活には、月額24万円以上、時間額では1500円以上が必要であることが明らかであり、時給1071円では生活は貧困に陥ります。一部の地域だけが突出して高い最低賃金額である状態では低い地域から高い地域に人口が集中することも問題です。地域からの流出は地域経済の衰退を招きます。そして今や日本の最低賃金は韓国にも追い越され、労働力は国外へと流出しています。国全体で最低賃金額が労働者の生計をまともに維持できるだけの改定が必要なことは明らかです。

ユーコープは神奈川県、静岡県、山梨県の3県にまたがり事業を展開しています。事業体は同じでも各県ではたらく非正規労働者はそれぞれ時間給が異なります。3県で働く職員の時給間格差を拡げない事を事業側は約束していますが、この間、神奈川県の最低賃金の上がり幅に応じて一律のベースアップがされるにとどまります。最低賃金の改定はユーコープで働く職員の生活にもダイレクトに影響しているのです。

介護職場で働くひとの処遇は他業態と比べて低く抑え込まれていることは社会的な問題となっている中では賃上げにおいて、介護保険制度の改善ではまもらないと、最低賃金の大幅な引き上げを求める声は高まっています。多くの労働者の生活が最低賃金額に大きな影響を受けている事は明らかで、まともな働き方、まともな生活の根幹となっている事からも、ゆとりの生まれる生活ができる水準を維持できる額であるべきです。

今年度の最低賃金の改定は物価上昇率を大幅に上回る改定とすることはあくまでも最低ラインであって、神奈川県の最低賃金が早急に1500円以上となること、地域間格差の問題を解決すべく議論することを要望します。

2023年7月24日

ユーコープ労働組合

星 めぐみ